

「表現の自由」「学問の自由」がいま侵される

(寄川条路編『表現の自由と学問の自由』社会評論社、2021年1月所収)

島崎 隆

「大学破壊」*1といわれるような事態が、とくに国立大学内部で文科省などによって進められてきた。私は二〇一二年に国立大学を退職したが、かつて一九九一年に開始された「大学設置基準大綱化」、つぎの「大学院重点化」をはじめとして、二〇〇四年からの「国立大学法人化」の大改革がその「破壊」の大きな契機となった。「大学設置基準大綱化」によってカリキュラムの設置基準が大幅に緩和されたが、その結果、各大学でおのずと就職重視の実学志向が強まり、哲学、文学など人文教養系の科目と教員が次々と削減され、その結果、教養部などがつぶされていった。私も哲学の教科を教えていたので、大学で哲学はいらないのかとおおいにショックであった。「大学院重点化」によって、無計画なままに大学院生の定員が倍増し、「高学歴ワーキングプア」というような状況も出現した。「国立大学法人化」のもとでは、大学の経費である「運営費交付金」を大幅に削減し、企業などの外部から資金を導入すべしという指示が広まり、一層文科省の介入が激しくなった。そして人文社会系不要論がさらに強まった。私はこの法人化の少し前に組合の仕事に携わり、当時流布した多くの関係資料を熟読し、この制度がいかにか恐ろしい結果を生むかを実感した*2。大学がますます就職予備校化していき、その傾向は私立大学をも呑み込んでいった。『大学破壊』では、「法人化以後五年が経過した。この五年間に国立大学は大きく変わったが、この変わりようは法人化以前の五〇年間のそれを上回るものであった」*3とさえ指摘される。そうした大激変であるにもかかわらず、名称はすべて穏やかでけっこうなものであり、国民にはその実態がほとんど知らされていない。

この論考では、これ以上、大学全体の状況には触れられない。そうした大状況を考慮しつつも、私は以下で、明治学院大学「授業盗聴」事件を念頭に置いて、まず広く憲法に掲げられる多様な個人的自由について確認したい。これがすべての問題の解決のための大前提になると考えるからである(以上第一節)。そしてさらに、とくに「表現の自由」が現代で多方面から問題にされている状況を考察したい(以上第二節)。以上の状況を前提にして、明治学院大学における今回の事件をどう見たらいいのかを、私なりに考察したい(以上第三節)。そして最後に、国立大学と私立大学の差異を踏まえて、今回の事件を

さらに振り返りたい(以上第四節)。

一 憲法と「表現の自由」「学問の自由」

私は、これらタイトルにある自由について現代的に議論するさいに、日本国憲法について少しおさらいをしてみた。こうした問題群については、まずは憲法にどう明記されているかを振り返ることが必要だと思われるからである。

「表現の自由」や「学問の自由」というのは、「戦争の放棄」(第九条)などとともに、日本国憲法に大書されている国民の重要な権利である。憲法第二一条では、「集会・結社・表現の自由、通信の自由」が保障されるべきことが書かれ、さらに「検閲」を禁止することも、ここに規定される。これらの自由は、国民一人ひとりをもつべき自由であり、国家などの権力者に向けて、国民のもつこれらの自由を侵してはならないと述べている。検閲の禁止なども、検閲という権力をもつ者にたいして、その禁止を述べているわけである。

憲法二三条は「学問の自由」について簡潔に、「学問の自由は、これを保障する」と書かれているだけである。そのさい、「学問の自由」というものも、何も大学などの研究者だけが関係するものではなくて、一般の国民が、その一人ひとりが自由に学問し研究する権利をもっているということだろう。

ところで、憲法二一条、二三条などに含まれている意味内容を順序立てて並べてみると、丹羽徹氏が指摘するように、たしかに①学問研究の自由、②研究成果の発表の自由、③(大学などにおける)教授・教育の自由、④さらにそれらの自由を支える基盤となる、大学などの自治の保障、ということになるだろう*4。研究上の成果は、しかるべき場所で自由に発表されたり、出版されたりしなければ意味がない。そしてまたその成果は、自由に教授され、教育されるべきである。さらに、そうした活動の場である大学では、構成員による自治がなされなければ、安定的に研究したり、教育したりすることができないだろう。それに関連して、私が今回学んだのは、「学問研究を主たる社会的使命とする研究者」*5 についての見解である。それによれば、学問研究を専門にやる研究者には、生活資料を与え、また研究手段を供与する必要があるという。つまり研究者が単なる使用人であるならば、真理の探究を自由にできず、それが国であれ、何らかの私的な企業者であれ、その権力組織に忖度せざるをえないということである。学問研究も教育も、基本的には国民に責任を負っていると考えられる。もちろん大学などの研究者は学問的成果を出すように義務づけられているが、いたずらに成果主義や競争主義に縛られては、短期的に、目先の矮小

化されたことしか考えられなくなるだろう。さらに付け加えれば、大学などの研究者は、教育も担当して講義、ゼミナールなどをいくつもおこない、さらに大学の各種委員会に参加して、その方面の仕事もおこなうのである。私は若いころは五つの委員会を兼務していた。入試関係の仕事、各種学会での発表や仕事、学会出張などもあって、大学の研究者は意外と多忙である。以上の意味で、寄川氏の場合も多忙であったことだろう。

二 「表現の自由」をめぐる現代的問題

いま問題とされている明治学院大学の倫理学の教授の寄川氏の場合も、とくに関係があったのは授業をめぐる、つまり教授・教育についての自由であるわけだが、その意味で、学問的成果の啓蒙を兼ねた「表現の自由」の問題でもあったといえるだろう。こうして広くいえば、氏の場合は、基本的人権にもとづく、以上の個人的自由の一連の問題に関わっている。

さて、「表現の自由」に関して大学で起きた事件といえば、最近、私にとって印象深く思われたのは、東洋大学の学生である舟橋秀人氏によるキャンパス内での意思表示の事件であり、愛知トリエンナーレの一環である「表現の不自由展・その後」の中止問題である。以上二つの事件について、簡単に触れたい。

前者は、タテ看による、大学にたいする抗議行動であった。氏は「竹中平蔵による授業反対!」というタテ看を設置したが、竹中氏が「若者には貧しくなる自由がある」などと発言したことへの怒りがあったという。竹中氏が小泉政権のもとで経済財政担当相であったときに、労働者派遣法が改定され、非正規雇用が増えたのである。タテ看を出した舟橋氏は、ただちに大学職員らに取り囲まれ、タテ看を撤去させられ、学生支援課で、退学処分可能性がある、両親に連絡する、などと詰問されたという。もちろんこうした「表現の自由」は、中身はどうあれ、許容されるべきものであろう。そこには、「批判の自由」というものもある。自分の所属する大学への批判はするべきではない、などという発想は日本国憲法の精神にはないだろう。そうなれば、日本人であるからには、選挙で選ばれた日本の政府の批判などはしてはいけない、というような妙な論理にもつながりかねない。

私が感心したのは、舟橋氏の勇気であり、これには本当に頭が下がる。しかも個人で実行したのだ。また氏が文学部哲学科の四年生だったことも、注目に値する。私はかつて国立大学で哲学なるものを研究し教えていたが、同じ哲学をやる者として、おおいに印象に残った。氏によれば、「企業に役立つ人材を育成するという実学偏重の流れに今、東洋大

学も乗っかっている」、その点で、「全国の大学の文系学部で今、文学部の廃止が取りざたされている」とされる。国立、私立を問わず、まさに現在、大学はそうした危機にあり、こうして、「真理探究という大学本来の役割が軽視されている」*6というのである。学生ではあるが、実にしっかりした現実認識といえる。氏が指摘するとおり、私の意見でも、たしかにいま大学はどんどん悪い方向へと変貌してしまった。就職にあたり、氏はいま不利益な扱いを受けていないだろうか。氏のような学生こそ、社会へ出て、有為な人材として活躍できる人物であると、私は確信する。氏はまさに、自分の信念にもとづいて、憲法で保障された「表現の自由」を積極的に行使したのである。いまや学生自治会などの組織の衰退とともに、明らかに、大学生のあいだで「表現の自由」の積極的行使は後退している。

また愛知トリエンナーレの一環である「表現の不自由展・その後」に関わる事件は、出品者のみならず、広く市民社会の関心を呼んだものである。だが、韓国の慰安婦の「少女像」などの出展をめぐる、政治的圧力によって一時中止に追い込まれてしまった（それ以後再開され、無事に終了した）。芸術的・思想的な作品による「表現の自由」は、問題を生ずることがあっても、当然守られるべきであり、それにたいして暴力的脅迫や政治的圧力によって中止へと追い込むことは、やはり「表現の自由」への侵害であろう。「ガソリン携行缶をもって行く」などという匿名のファックスは言語道断だが、主催者側が作品の中身に介入して、「日本人の心を踏みにじるものだ」と安易に決めつけることは政治家としてのセンスも疑わせる*7。

この事態のなかで、状況に付度して、文化庁がこの芸術祭全体に及ぶ七八〇〇万円の補助金不交付を決定してしまった。こうして「文化庁は文化を殺すな」と批判された。そして菅官房長官は、「交付は精査して対応する」旨の発言をして、作品の内容に介入することを示唆した。文化庁も菅氏も、十分な警戒体制をとるとともに、芸術における「表現の自由」をここであえて守るべきだという対応は、まったくしていないのである。責任者側のこうした一連の行動が、この展覧会開催への抗議の電話やメールを加速させたことは疑いない。文化芸術基本法の前文に、「我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重すること」とあるにもかかわらずである*8。

さらに近年では、広く市民へ向けて、「表現の自由」は大きく制約されている。国会周辺の集会・デモによる音声による表現行為がときの政府によって「テロ」扱いされてしま

ったり（特定秘密保護法の条文に示される）*9、市民の自由な活動が、無限定に「組織犯罪集団」とみなされたりしてきた*10。要するに、愛知トリエンナーレでの事件、特定秘密保護法問題、「共謀罪」法問題については、ときの政府という権力者が率先して、国民の「表現の自由」を奪おうとしているとってさしつかえないだろう。つまり政府がこぞって、憲法違反の行為を推し進めているのだ。東洋大学の学生のタテ看による抗議への阻止は、ときの政府が直接におこなったものではないが、大学という権力者が学生という身内の者にたいして、「表現の自由」を否定したのだ。寄川氏の場合も、大学当局という権力者が氏の教授・教育の自由、意見表明の自由を奪おうとして、解雇を試みたわけである。総じてここで、日本において、ときの権力者たちが該当する国民・市民に向かって、彼らの「表現の自由」などの基本的人権を奪ったといえよう。ここに、権力者による一連の憲法違反の行為が見られるといたら、いいすぎだろうか。

三 明治学院大学「盗聴事件」とは

ここで、明治学院大学教授の寄川氏がどのようにして「解雇」という事態へ追い込まれ、裁判に至ったのかをあらためて簡単に述べておこう*11。

簡潔にいうと、寄川氏は二〇一五年四月の、授業でのガイダンスのときに、大学当局の命を受けた職員によってその内容を盗聴されてしまった。以前から氏は、要注意人物であったのだろう。氏がその無断録音の事実を公表したことについて、当局は「名誉棄損だ」ということで、氏を解雇するに至った。そこで調停にはいった東京地裁の労働審判委員会はずぐさま解雇を無効として氏の復職を提案したが、大学側がそれを拒否した。そののちに正式の裁判となり、東京地裁は解雇の撤回と無断録音の謝罪を和解案として提示したが、大学側がさらにそれを拒否し、和解は不成立となった。そしてついに二〇一八年六月に、解雇は無効であるという判決が下ったのである。

以上で明らかのように、この裁判では大学側の違法性が一貫して認められている。まさに正当な判決といえるだろう。また幸いなことに、多くの学生たちも今回の事件を知り、寄川教授を支援して、大学の盗聴行為を「犯罪」だとして非難したという。それなのになぜ、大学側は和解をあえて拒否して、執拗に解雇にこだわったのか。ここに私は、大学という理性の府であるはずの場所で、権力者たちが研究や教育の自由を一向に尊重しないという、長年の病弊を見たのである。

私は大学の非常勤講師組合の人たちの出しているニュースを多年にわたって読んできた

ので、多くの非常勤教員が安易に解雇されてきた事実をよく知っている。だが実は、教授職など、常勤の教員も不当な解雇にあっていることも、私は何件か見聞してきた。寄川氏も私も大学の哲学の研究者であり、教員である。すでに私は退職しているが、倫理学や哲学担当の教員が、大学当局の都合で解雇されやすいというようなことを聞いているので、まさに人ごとではない。とくに私は、氏と同じように、一九世紀ドイツのヘーゲルの哲学を専門にやって来たので、その点でも親近感が湧くのだ。氏も私も同じヘーゲル学会に所属しており、そうした学会でも氏は、おおいに活躍しているすぐれた研究者であり、私も氏の著作からはいろいろと学ばせていただいている。そのような氏を、理不尽な理由で簡単に解雇するとは、優れた人材を大学側が失うということの意味し、まことに残念な話である。

寄川氏によれば、大学側は「組織を守るために一つの手段として録音が必要だったわけですから、何も問題はないです」と述べたという。もしそうならば、これはそもそもあきれた話である。自分たちの組織が正しいことをやってきたのかどうか、さらに、教育や学問をやっている研究者たちにたいして、一体自分たちが憲法などを尊重しつつ対応してきたのか——そもそもそうした吟味なしに、ただ単に組織を守るためにという理由で、無断録音という非紳士的な行為をやるのが正当化されることはありえない。第一節で述べたように、授業などは研究者個人の学問的成果の応用の場所であって、教育という「表現の自由」が発揮される場所でもあり、その意味でいわば聖域である。無断で介入されるべき場所ではない。授業が聞きたければ、その正当な理由を述べて、許可を得るべきであろう。大学当局といえども、無断録音などとんでもない話である。

寄川氏によれば、この大学では、いくつも不当解雇の前例があるようだ。明治学院大学では、かつて盗聴も当たり前であり、言語文化論の講師、倫理学や哲学の教授たちも解雇されたという。それどころか、大学の建学の理念であるキリスト教主義を授業のなかで批判しないように、そこで使用される教科書を検閲したり、学生の答案用紙を抜き取って検閲したり、プリントや教材も事前に検閲していたという。これはまさに、憲法に掲げられた「表現の自由」や「検閲」の禁止とは正反対の活動である。そういう不当な行動をしてきたのに、寄川氏が無断録音をしていたことについて公表されると、それを「名誉棄損だ」ということで、氏を逆に解雇したのだ。まさに転倒している。「表現の自由」など、憲法で書かれた基本的人権を、大学の責任者であるはずなのに、まったく理解していないことが見てとれる。「人格の完成」（教育基本法）を旨とする教育を目標とするはずの大学の

関係者たちが、こうした態度を取っていることには、背筋が寒くなる思いがする。

四 国立大学と私立大学の共通性と差異

ここでは、公立の大学は国立の大学に準じて考えることとして、もっぱら国立の大学を念頭に置きたい。その点では、国立大学であれ、私立大学であれ、日本という国で教育が営まれる以上、それは憲法と教育基本法の枠内で遂行されるという公共的な共通性をもつだろう。このことに疑いの余地はない。この点からすれば、改定された教育基本法でも、教育の目標として「人格の完成」が依然として掲げられている。実は私は「人格の完成」というような表現はどうも大仰で、面はゆい感じがして好きではない。人格など一生かかっても完成されるはずがない。そこには、かなり形式主義的な人間観が感じられ、カント的な厳格主義の匂いがする。とはいえ、政治上の責任者には、いま述べた憲法と教育基本法の精神は守ってもらいたいと思う。

むしろ私は《教育＝人格・人間の形成》と定式化して、そのもとの、教育の内容を一般的に、《(狭義の) 学力(基礎学力＋専門学力)＋民主的精神と科学的精神》と考えてきた。つまり大学までの教育で、基礎と専門の学力的知識を学ぶとともに、単に知識だけでなく、民主主義的な精神と科学的認識の精神を実践的に身につけるべきではないかということである。前者の民主主義的な精神とは、他人とコミュニケーションし、また対話し議論して、相互に共感し批判しあい、こうして相互に合意し、承認しあう能力のことである。後者の科学的認識の精神とは、ものごとをしっかりと観察し、分析し、事実と真理を客観的に系統立てて把握するような能力である。前者が対人的能力だとすれば、後者は対物的な能力であり、そこには対立的な側面がある。こうして前者のみでは、人びとの協調はあるが、事物のしっかりした認識能力は育たないし、後者のみでは、孤立的に事物に向き合う学者的な偏屈に陥りがちとなる。だから教育においては、むしろこの二つの能力を、相互補完的に統一して形成するべきである*12。

とはいえ、国立大学と私立大学との微妙な差異を考える必要があるだろう。私はずっと国立大学に在職していたので、私立大学というものを実際にはあまり知らない。だが、そこにある差異を認知することは必要なことだろう。その点では、二段階の議論が必要に思われるので、順に検討していこう。

第一段階は、国立大学などと比較して、私立大学一般の特殊性である。つまり私立大学は、何らかの企業(学校法人)による経済活動として運営されているということである。だ

から、国民の税金で運営される国立大学とは性格が異なる。この点、私立の明治学院大学を念頭に置くと、憲法学者の志田陽子氏が指摘するように、「本件では、『表現の自由』や『学問の自由』といった精神的自由と、企業経営に代表される経済活動の自由とが衝突している」*13といえないこともない。たしかにその点で、私立大学は経営上、利潤が確保できなければ成立しないだろう。それでも、憲法的価値が優先されるべきであって、人格形成をおこなう教育は、単に製品を製造し販売する企業のレベルとは同列に扱えないと思われる。そしてまた、私立大学も私学助成金を国から受けているのであって、国による制約を免れない。

また別の面でいうと、大学が私立として学校法人によって設立されるとしても、憲法が保障する「大学の自治」というのは、その学校法人の自由や自治ではなくて、大学の研究・教育をおこなう人びとの自治なのである。少しややこしい話かもしれないが、丹羽氏が指摘するように、「確かに設置者には建学の理念を定め、教育の自由(私学の自由)にもとづく大学設置が認められているが、それは設置にかかわってに過ぎない」。この意味で、設置者の学校法人が「大学の自治の担い手ということではできないであろう」*14。私立大学の学校法人(理事会)といえども、学問の自由は否定できない。だが、ここまで干渉してきたのが、明治学院大学の事件であった。彼ら大学当局は、大きな勘違いをしているのである。

五 キリスト教主義の大学のあり方

さて第二段階は、私立大学のなかでも、キリスト教など、宗教的な建学の趣旨をもっていた場合はどう扱われるのか、ということである。もちろん近代以後は、国家宗教などは否定され、公的な場で宗教が支配することはありえない。ところで、寄川氏の所属する明治学院大学は、キリスト教主義によって運営されてきた。そして寄川氏がそのキリスト教主義を批判したということで、当局によれば、それが解雇の一つの理由ともされている。だがそれでも、裁判所はキリスト教主義の記載が「風刺、批判とも解釈することができるものであるから、普通解雇事由に該当しないと判断した」*15。さらにもう一つ論拠を挙げれば、学生には「批判能力や相対化能力」*16があると前提されている大学教育では、こうした批判が授業でおこなわれることは不適切ではないという、志田氏の指摘である。この点で付加すると、寄川氏のキリスト教批判について、聴講した学生の側からとくに「不快感などの訴え」*16などはなかったのである。

だから裁判所も法律の専門家も、寄川氏のキリスト教主義批判は問題とはならなかったと判断したのである。以上のようにして、明治学院大学の建学の精神としてのキリスト教主義への批判は、それが授業でおこなわれても、それは教育的「表現の自由」の範囲内だったと判断されたのである。私はその内容まで実際に見ていないから具体的にいえないが、キリスト教主義が建学の趣旨にあるからといって、その大学に所属する教員が授業などでそのキリスト教主義の批判を述べても、それが解雇の理由にはならないということである。そこでは「大学の自治」が認められ、「教育の自由」が認められる。研究者は、大学経営者に付度する使用人ではない。とはいえ、教育的配慮は必要であるから、キリスト教について批判する場合は、学生に多様な見解を示して、彼らに考えさせる余地を与えることが必要だろう。

さて私は、哲学研究者として宗教哲学なども勉強してきたので、この明治学院大学でキリスト教や聖書がどう説明されているのか、少し気になった。インターネットで明治学院大学の案内を見ると、「聖書のことば」という箇所がある*17。そこでは聖書に即して、実に美しいことばの数々が引用され、解説されている。私はただちに、今回の大学当局の言動が、ここでの聖書の教えに合致しているのかどうか、疑問に思った。

たとえば、聖書のある箇所では、「教会に属するひとりひとりが、偽りのない関係を結ぶように」と指示されており、これは教会に限ったことではないとも述べられる。さらに「大小さまざまな組織の中で仲間に対して真実を語ること」、「力ある者たちの嘘をきちんと批判すること」、「この現実を無気力に受け入れることなく、むしろあらがうこと」などが勧められている。まさに立派なことで、大賛成である。とすると、大学当局は、仲間でもあるはずの寄川氏にたいして、偽りのない真実の関係を結ぶように努めてきたのだろうか。「盗聴」はそれに値する行為だったのだろうか。そして、無気力な現実にあえて抗おうとしたのは、むしろ寄川氏のほうではなかったのだろうか、という気がする。私はキリスト者ではないので、読み方がおかしいのかもしれないが、むしろ氏のほうが、ここで簡単に描かれた聖書のことばに合致しているような気がする。

「聖書のことば」が飾りでないとすれば、明治学院大学はその初志に戻るべきではないのかと思う。

*1 全国大学高専教職員組合編『大学破壊——国立大学に未来はあるか』旬報社、二〇〇九年。『情況』二〇一九年冬号、特集「壊れゆく大学」を参照。

*2 拙論「大学の独立行政法人化と哲学の運命」(東京唯物論研究会編『唯物論』第七四号、二〇〇〇年)は、この法人化の危険性を予見したものである。

*3 前掲『大学破壊』の「はじめに」。

*4 寄川条路編『大学における〈学問・教育・表現の自由〉を問う』法律文化社、二〇一八年、六頁参照。

*5 前掲書、九頁。高柳信一氏の意見とされる。

*6 以上、『週刊金曜日』一二二四号、二〇一九年。『東京新聞』二〇一九年一月三一日朝刊「こちら特報部」など参照。

*7 田島泰彦「メディアと東京オリンピック、『表現の不自由展・その後』」、『季論21』二〇一九年秋号、五五頁以下参照。「日本人の心を踏みにじるものだ」というのは、河村たかし名古屋市長(トリエンナーレ実行委員会会長代行も務める)の発言。

*8 『週刊金曜日』一二四五号、二〇一九年所収の「特集3」を参照。

*9 拙論「特定秘密保護法・反対集会参加記」、季報『唯物論研究』第一二六号、二〇一四年、一六六頁以下参照。石破茂幹事長(当時)は大音声・大音響を発するデモについて、それは「テロ行為」と変わらないと述べた。この説明は、この特定秘密保護法の第五章「適正評価」の第二項で、テロリズムをまず最初に、「政治上その他の主義主張に基づき」「国家若しくは他人にこれを強要」とすると規定することに合致するだろう。「政治上その他の主義主張に基づき」、人命に危害を加え、建物の破壊などをおこなうことはたしかにテロといえるだろうが、なぜ大音声、大音響がそのものとしてテロといえるのだろうか、違和感を覚える。これはかえって、「表現の自由」への侵害ではないか。

*10 高山佳奈子『共謀罪の何が問題か』岩波ブックレット、2017年、48頁参照。

*11 以下は、寄川条路編『大学における〈学問・教育・表現の自由〉を問う』法律文化社、二〇一八年所収の、「まえがき」、第四章、第五章、終章などに依拠。さらに寄川編『大学の危機と学問の自由』法律文化社、二〇一九年所収の、第一章などに依拠した。

*12 詳細は、日本科学者会議編『教育基本法と科学教育』創風社、二〇〇四年所収の、第三章「民主的精神と科学的精神を旨として」(拙論)を参照。

*13 寄川編『大学における〈学問・教育・表現の自由〉を問う』二九頁参照。

*14 丹羽徹「大学の自治の担い手——私立大学を中心に」、『日本の科学者』一〇月号。二〇一九年、四九頁参照。

*15 前掲寄川編、八七頁における弁護士の大期宗平氏による判決の説明。

*16 以上、同上、五七頁参照。

*17 www.meijigakuin.ac.jp/about/christianity/join/voice/ 二〇一九年一〇月二〇日採取。